

対照表

2015 年度第 2 回「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」募集要項及び経理処理ガイドラインにおいて、以下のとおり改訂致しました。

対象箇所	現行規定	改訂箇所
募集要項 P. 4 4 募集件数 (2) 健康・医療特別枠について イ 留意点	<p style="text-align: center;">健康・医療分野の事業提案における、一般枠及び健康・医療特別枠への併願応募は可。ただし、第一希望が特別枠の場合は、一般枠では成し得ない内容を具体的に明記するとともに、一般枠となる場合においても事業目標の達成が成し得る事業内容・事業計画を擁する提案であること。見積金額内訳書は、5 千万円、2 千万円おのおの作成のこと。</p>	<p style="text-align: center;"><u>総合的な TPP 関連政策大綱実現に向けた 2015 年度補正予算の施策の 1 つとして実施される点に鑑み運営する。</u></p> <p style="text-align: center;">健康・医療分野の事業提案における、一般枠及び健康・医療特別枠への併願応募は可。ただし、第一希望が特別枠の場合は、一般枠では成し得ない内容を具体的に明記するとともに、一般枠となる場合においても事業目標の達成が成し得る事業内容・事業計画を擁する提案であること。見積金額内訳書は、5 千万円、2 千万円おのおの作成のこと。</p>
経理処理ガイドライン P. 7	<p>なお、提案法人と親子関係（※）、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材について</p>	<p>なお、提案法人と親子関係（※）、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材、本</p>

<p>3. 費目の定義と留意事項 (2) 各費目の扱いと留意事項 【I. 人件費】</p>	<p>は、人件費計上の対象外です。 ※親子関係有無の判断基準は、会社法第二条三号及び同施行規則第三条による。</p>	<p><u>事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材とすることはできません。</u> ※親子関係有無の判断基準は、会社法第二条三号及び同施行規則第三条によります。</p>
---	--	--

以上